

大阪府老人福祉施設等財産処分にかかる実施要領（高齢介護室所管分）

（趣旨）

第1条 この要領は、大阪府社会福祉施設等財産処分要綱（以下「要綱」という。）に基づく財産処分のうち、大阪府老人福祉施設等整備費補助金及び大阪府地域医療介護総合確保基金事業補助金（以下「当該補助金」という。）の交付を受けて取得し又は効用の増加した財産の処分について、必要な事項を定めるものである。

財産処分を行うに当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び大阪府補助金交付規則（昭和45年10月1日大阪府規則第85号）（以下「規則」という）に基づき、知事の承認が必要となるが、近年における急速な高齢化の進展による要介護・要支援認定者、認知症高齢者、単身あるいは夫婦のみの高齢者世帯の大幅な増加が見込まれており、超高齢社会に対応していくためには、既存の社会福祉資源を効率的かつ柔軟に活用することが有効であると考えられることから、当該補助金にかかる財産処分の承認手続き等の一層の弾力化及び明確化を図るため、承認基準等について財産処分実施要領（以下「要領」という。）として定めるものである。

なお大阪府介護基盤緊急整備等臨時特例基金特別対策事業費補助金及び大阪府介護施設等開設支援臨時特例基金特別対策事業費補助金により取得した財産処分に係る手続きについても当該要領の財産処分手続きによることとし、国が所管する補助制度に基づき施設を整備するために交付した大阪府の補助金（社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金並びに保健衛生施設等施設整備費及び保健衛生施設等設備整備費国庫補助金等）については、国の財産処分にかかる承認手続き等によるものとする。

（処分制限期間）

第2条 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間は、厚生労働省告示「補助等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）」を基準とする。

（承認の手続き）

第3条 財産処分を行おうとする事業者（地方公共団体を含む。以下「申請者」という。）は、知事に対し、財産処分承認申請書（様式第1号）及び財産処分承認申請概要（様式第2-1号又は第2-2号）に、別表3に定める資料を添付し、処分を行う日の1カ月前までに承認申請を行い、規則第19条の規定による知事の承認（以下「承認」という。）を受けなければならない。

2 地域密着型サービスの整備等のために市町村又はくすのき広域連合（以下「市町村等」という。）より間接補助を行った事業者が財産処分を行う場合、事業者は市町村等に対し処分を行う日の2カ月前までに前項による申請を行わなければならない。申請を受けた市町村等は内容を審査の上、適当と認められる場合は知事に対し前項による申請を1カ月前までに行わなければならない。

(申請手続の特例)

第4条 次の各号に掲げる財産処分のいずれかに該当する場合は包括承認事項の該当とし、財産処分報告書(様式第3号)の提出をもって、知事の承認があったものとする。

- (1) 「別表1 大阪府老人福祉施設等の財産処分にかかる承認基準」(以下「当該補助金承認基準」という)に規定する第1の1、第2の1の包括承認事項の条件に該当する場合。
- (2) 「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について(平成20年4月17日会発第0417001号)」(以下「国通知」という)別添1「別添」第2の2、及び別添2に定める老健局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例(以下「老健局特例」という)の1に規定する申請手続の特例(包括承認事項)の条件に該当する場合。
- (3) 大阪府社会福祉施設等財産処分要綱における別表1-(1)の1(1)、2の1(1)に規定する包括承認事項の条件に該当する場合。

2 次の各号に掲げる補助については、財産処分の手続きを要しない。

- (1) 補助金の交付により取得した財産若しくは効用の増加した財産がない場合。
- (2) 当該補助金承認基準に規定する第5に規定する財産処分の手続きを要しない条件に該当する場合。

3 市町村等より間接補助を行った事業者が市町村等に財産処分を行う場合についても同様の取扱いとする。

(処分承認に係る審査)

第5条 知事は、第3条第1項の規定による財産処分承認申請書を受理したときは、その内容や申請に至った経緯、状況等について審査するものとする。

- 2 前項の規定による審査のために必要があると認める場合は、申請者に対し、別途必要な資料を求め、及び実地調査をすることができる。
- 3 第3条第2項の規定による間接補助を行った市町村等から財産処分承認申請書の提出があった場合も同様とし、必要があると認める場合は申請者(市町村等)又は事業者に対して直接必要な資料を求め、及び実地調査をすることができる。

(財産処分の承認)

第6条 知事は、前条の規定による審査の結果、財産の処分が適正と認められる場合は、これを承認し、申請者に対して速やかに通知するものとする。

- 2 前項の承認をするときには、必要な条件を付すことができる。

(財産処分の不承認)

第7条 知事は、第5条の規定による審査の結果、財産の処分が適正でないと認められる場合は、これを承認しないものとし、申請者に対して速やかに通知するものとする。

2 前項の不承認をするときには、その理由を示すものとする。

(補助金の返還)

第8条 財産処分に伴う府補助金の返還の有無については、別表1当該補助金承認基準によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が府補助金により財産を取得した日から第2条に規定する処分制限期間を経過するまでの間に、知事の承認を受けずに財産を処分した場合は、知事は、申請者に対し、府補助金の全部又は一部を返還させることができる。

3 申請者が、第6条第2項の規定により付した条件に反した場合は、知事は、申請者に対し、府補助金の全部又は一部を返還させることができる。

4 返還金については、「別表2 財産処分に係る府費返還額の計算方法」に規定する計算方法により得た金額とする。ただしこれによりがたい場合は、国の返還金計算等に準じて別途計算することを妨げない。

5 市町村等より間接補助を行った事業者が財産処分を行う場合において、補助金の返還の有無は知事が判断を行い、請求にあたっては次号のとおりとする。

(1) 補助金の返還を条件に財産処分の承認を行う場合、知事は市町村等に対し補助金の返還を求め、市町村等は事業者に対し補助金の返還を求めることとする。

(2) 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第17条第1項及び第2項の規定に基づく交付決定の取り消しに伴う補助金の全部又は一部返還にかかる手続きについても同様とする。

(3) 返還金の計算方法は前項のとおりとする。

(完了報告)

第9条 申請者は、第6条第1項に規定する承認を受けて財産の処分を完了したときは、処分完了後1か月以内に、財産処分完了報告書(様式第4号)及び処分完了を証する資料をもって、知事に報告しなければならない。

2 財産処分が行われなかった場合、若しくは財産処分後1カ月以内に完了報告書の提出がない場合は承認を取り消すことがある。

附則

(施行期日等)

この要領は平成28年3月25日から施行し、平成27年4月1日より適用する。

附則

(施行期日)

この要領は平成31年4月5日から施行する。

附則

(施行期日等)

この要領は令和3年6月24日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

[別表 1] 大阪府老人福祉施設等の財産処分にかかる承認基準

当該補助金の交付を受け取得した財産処分にかかる承認基準は以下のとおりとする。

条件、及び補助金返還の有無にかかる承認基準	備 考
<p>第1 地方公共団体が行う財産処分のうち、補助金返還を伴わない基準【施設関係】 (包括承認事項)</p> <p>1. 包括承認事項</p> <p>(1) 地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く。）</p> <p>ア 経過年数（補助目的のために事業を実施した年数をいう。以下同じ。）が10年以上である施設等について行う財産処分</p> <p>イ 経過年数が10年未満の財産処分であって、譲渡又は貸付先が他の地方公共団体又は社会福祉法人で同一事業を継続するもの。</p> <p>ウ 経過年数が10年未満である施設等について行う財産処分であって、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第3条第1項の規定に基づく合併市町村基本計画に基づいて行われるもの</p> <p>(2) 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し等</p> <p>(補助金返還を伴わない承認)</p> <p>2. 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であって、次に掲げるもの</p> <p>(1) 市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分であって、適当であると個別に認めるもの（有償譲渡及び有償貸付を除く。）</p> <p>(2) 同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡又は無償貸付</p> <p>(3) 道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設を整備しない場合を除く。）</p> <p>(4) 老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し</p>	
<p>第2 地方公共団体以外の者が行う施設の財産処分のうち、補助金返還を伴わない基準【施設関係】 (包括承認事項)</p> <p>1. 包括承認事項</p> <p>(1) 社会福祉法人が行う老人福祉施設等の補助施設等の財産処分（無償譲渡及び無償貸付に限る。）であって、譲渡又は貸付先が地方公共団体又は他の社会福祉法人で同一事業を継続するもの。</p> <p>(2) 経過年数が10年以上である施設等の転用について、厚生労働省老健局長通</p>	

<p>知別表「地方公共団体以外の者について国庫納付に関する条件を付加しない財産処分後の事業（第3の2（1）関係）」（以下「基準の別表」という）に掲げる事業に転用する場合</p> <p>(3) 社会福祉法人が行う補助財産取得後の抵当権の設定であって、補助事業者の資金繰りのため、抵当権の設定を認めなければ事業の継続ができないと認められ、返済の見込みがあるもののうち、以下のいずれかの要件を満たすもの。</p> <p>ア 独立行政法人福祉医療機構に対して補助財産を担保に供する場合</p> <p>イ 独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して補助財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）</p> <p>(4) 次に掲げる施設等から、老人福祉施設等に転用する場合。</p> <p>ア 老人福祉施設等から、施設内保育施設又は緊急ショートステイへの転用</p> <p>イ 夜間対応型訪問介護事業所から定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所への転用</p> <p>ウ 小規模多機能型居宅介護事業所から複合型サービス事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所）への転用、若しくはその逆への転用。</p> <p>※なお上記以外の転用については、通常の財産処分申請の手続きによることとする。</p> <p>(5) 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し等。</p> <p>(補助金返還を伴わない承認)</p> <p>2. 経過年数が10年以上である施設等にかかる財産の処分にあつて、次の場合に該当するもの。</p> <p>(1) 無償譲渡又は無償貸付後の後に「基準の別表」に掲げる事業に使用する場合。</p> <p>(2) 交換により得た施設等において「基準の別表」に掲げる事業を行う場合。</p> <p>(3) 基準の別表に掲げる事業に使用する施設等を整備するために、建替え・取壊し等を行うことが必要な場合。</p> <p>(4) 経過年数が10年以上である施設等の国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付。</p> <p>3. 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であつて、次の場合に該当するもの。</p> <p>(1) 上記1.の(2)に規定する「基準の別表」に掲げる事業への転用、又は2.に規定する無償譲渡・無償貸付、交換、取り壊し等に該当するもののうち、次に該当するもの。</p> <p>① 当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しており、かつ市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであつて、適当であると個別に認めるもの(合</p>	<p>転用、無償譲渡、無償貸付、交換の承認にあつては、「再処分を行う場合、改めて財産処分にかかる手続き義務」の条件を付す</p>
--	--

<p>併市町村基本計画に基づくものを含む。)</p> <p>② 本来の補助目的を阻害しない範囲の一部転用において地域包括ケアシステムの構築に効果が見込まれるもの。</p> <p>③ 市町村等の福祉施策等に基づく当該基金事業の補助対象施設への転用であって、転用前の施設と転用後の施設の補助単価が同額若しくは転用後の施設の方が高い場合。(※ただし補助単価の低い施設等への転用については、条件を付し承認することがある。)</p> <p>(2) 国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付。</p> <p>4. 同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡又は無償貸付。</p> <p>5. 社会福祉法人等が行う補助財産取得後の抵当権の設定であって、返済の見込みがあり、かつ法人の運営上、抵当権の設定がやむを得ないと知事が認める場合。</p> <p>6. 道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等(相当の補償を得ているものの、代替施設を整備しない場合を除く。)</p> <p>7. 老朽化により代替施設を整備する場合の取壊。</p>	<p>抵当権の設定承認は、抵当権が実行に移された際には補助金の返還の条件を付す</p>
<p>第3 補助金の交付を受け取得した設備・備品等の財産処分のうち、補助金返還を伴わない基準〔改修・設備・備品等関係〕</p> <p>(包括承認事項)</p> <p>1. 包括承認事項</p> <p>施設等建物が第1又は第2で規定する包括承認事項として取り扱う場合において、当該建物に付随する設備、備品等を併せて行う財産処分。</p> <p>※建物と一体で補助を行った設備・備品等の財産処分については、建物にかかる報告手続きをもって同時に手続きがなされたものとみなす。</p> <p>(補助金返還を伴わない承認)</p> <p>2. ユニット化改修等支援事業等を活用し改修等を行った既存施設等について次に該当するもの。</p> <p>(1) 改修後10年以上を経過、若しくは平成20年厚生労働省告示第384号で定める残存年数を経過した建物等にかかる財産処分。(※ただし第1又は第2で規定する包括承認事項に該当するものを除く)</p> <p>(2) 同一のサービスを継続する場合における建物の無償譲渡又は無償貸付に伴う設備等にかかる財産処分。</p> <p>(3) 使用継続が困難となった建物の取り壊しにかかる設備等の処分。</p> <p>3. 設置後、8年を経過しないスプリンクラー等消防設備にかかる財産処分、次に該当するもの。(※処分制限期間である8年以上経過したものは手続き不要)</p>	

<p>(1) 消防法上、消防設備が義務付けられている施設等への転用において、知事が妥当であると認めるもの。</p> <p>(2) 同一のサービスを継続する場合における建物の無償譲渡又は無償貸付に伴う消防設備等の財産処分。</p> <p>(3) 補助設備が賃貸物件に設置されている場合における建物所有者の変更。</p> <p>(4) 建物の使用継続が困難となった場合の取り壊しにかかる設備の処分。</p> <p>(5) その他、知事がやむを得ないと認めるもの。</p> <p>4. 補助を受け取得した備品、機械又は器具（以下「備品等」という）にかかる財産処分で、次に該当するもの。</p> <p>(1) 建物の用途が変わっても引き続き使用を継続する備品等。 （※ただし開設支援等補助対象施設への転用に限る。）</p> <p>(2) 建物の所有者が変更となっても引き続き使用を継続する備品等。</p> <p>(3) 災害若しくは火災により使用できなくなった備品等。</p> <p>(4) 故障により修理対応も困難で使用できなくなった備品等。</p>	
<p>第4 定期借地権設定のための一時金支援事業を活用し締結した賃貸借契約の解除等における補助金返還を伴わない基準〔定期借地関係〕 （補助金返還を伴わない承認）</p> <p>1. 賃貸借契約の変更若しくは解除あたり、契約相手方（貸主）からの一時金の返還を伴わないもの。</p>	<p>承認には再処分に関する条件を付す</p>
<p>第5 補助金の交付を受け取得したもののうち次に定めるものは財産処分の手続きを要しない。</p> <p>1. 財産処分制限期間を経過した建物・設備・備品等にかかる財産処分。</p> <p>2. 改修工事又はスプリンクラー設備の設置等のみ補助を行った建物（建物本体に補助が入っていない場合）の抵当権の設定。</p> <p>3. 施設の廃止又は休止のうち、活用が未定のもの。</p> <p>4. 施設開設準備経費等支援事業により補助した人件費、職員募集に要した経費、開設のための普及啓発費等、取得又は効用の増加した財産にはあたらないもの。</p> <p>5. 定期借地権設定のための一時金支援事業を活用した定期借地権契約のうち賃料低減期間を経過している場合、及び当該敷地に関する抵当権の設定。</p> <p>6. 補助財産取得時の抵当権設定（※補助財産取得時の抵当権設定については、当該補助金の交付申請書類（事業計画書）に設けられた財源内訳欄に記載することにより申請があったものとみなし、交付決定と同時に承認したものととして取り扱う。）</p>	

第6 第1～第5の基準に該当しない財産の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し、
抵当権設定の財産処分については、補助金の全部若しくは一部返還の条件を付し
承認を行う。

返還金の計算方法は、別表2により算出する。

[別表 2]

財産処分に係る府費返還額の計算方法

この計算方法中の「処分制限期間」とは、第2条で規定する厚生労働省告示に定まる期間をいう。

■別表1 第1 地方公共団体が行う財産処分【施設関係】のうち、包括承認事項若しくは補助金返還を伴わない条件のいずれにも該当しない場合

[有償譲渡及び有償貸付の場合]

$$\text{返還（総）額} = \text{譲渡額（年間貸付額} \times \text{契約年数）} \times \text{府補助金} / \text{総事業費}$$

※ただし、返還する額は、

$$\text{府補助額} \times (\text{処分制限期間} - \text{経過年数}) / \text{処分制限期間} \text{ を限度とする。}$$

[転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等の場合]

$$\text{返還額} = \text{府補助額} \times (\text{処分制限期間} - \text{経過年数}) / \text{処分制限期間}$$

■別表1 第2 地方公共団体以外の者が行う財産処分【施設関係】のうち、包括承認事項若しくは補助金返還を伴わない条件のいずれにも該当しない場合

[有償譲渡及び有償貸付の場合]

$$\text{返還（総）額} = \text{譲渡額（年間貸付額} \times \text{契約年数）} \times \text{府補助金} / \text{総事業費}$$

※譲渡額（貸付額）が評価額と比較して明らかに少ないと判断できる場合は、次の計算方法により計算することがある。

$$\text{返還（総）額} = \text{評価額} \times \text{府補助金} / \text{総事業費}$$

※ただし、返還する額は、

$$\text{府補助額} \times (\text{処分制限期間} - \text{経過年数}) / \text{処分制限期間} \text{ を限度とする。}$$

[転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等の場合]

$$\text{返還額} = \text{府補助額} \times (\text{処分制限期間} - \text{経過年数}) / \text{処分制限期間}$$

■別表1 第3 補助金を受け取得した設備・備品等の財産処分のうち、包括承認事項若しくは補助金返還を伴わない条件のいずれにも該当しない場合

〔転用、譲渡、貸付、交換、取壊し及び有償譲渡・有償貸付の場合〕

$$\text{返還額} = \text{府補助額} \times (\text{処分制限期間} - \text{経過年数}) / \text{処分制限期間}$$

※ただし、改修工事等にかかる処分制限期間は、10年又は設備等の処分制限期間若しくは建物本体の法定耐用残存年数のいずれか少ない年数を採用して差し支えないこととする。

■別表1 第4 定期借地権設定のための一時金を受け、契約解除等を行う場合の補助金返還を伴わない条件のいずれにも該当しない場合

〔定期借地権が解約された場合〕

定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約され、土地所有者から未充当期間分の一時金の返還があった場合

$$\text{返還額} = \text{未経過分の前払賃料} \times \text{補助率}$$

※なお、補助事業者の事由による定期借地契約の解約であって、補助事業者が土地所有者に損害賠償債務を負うときは、未充当期間の一時金の返還債務と損害賠償債務が相殺された場合であっても、補助事業者は、上記の返還額を大阪府に返還しなければならない。

〔定期借地権が譲渡された場合〕

- (1) 旧借地権者（補助事業者）が新借地権者から前払賃料の未経過分の支払いを受けた場合
- (2) 前払賃料の未経過分としては、その支払いを旧借地権者（補助事業者）が受けないが、前払賃料の未経過分に係る返還債権を含む定期借地権の譲渡に係る対価としての売買代金の支払いを受けた場合
- (3) 旧借地権者（補助事業者）が借地権設定者（土地所有者）から前払賃料の未経過分の返還を受けた場合

$$\text{返還額} = \text{未経過分の前払賃料} \times \text{補助率}$$

■介護療養型医療施設転換整備支援事業を活用し、創設・改築・改修により介護老人保健施設等に転換した施設等における財産処分については、第2の施設関係、第3の設備・備品関係の取扱いに準ずることとする。

大阪府知事 様

市町村長名
又は 申請者名

財産処分承認申請書

標記について、大阪府老人福祉施設等財産処分にかかる実施要領（高齢介護室所管分）第3条第1項の規定により、下記の財産処分の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 施設名及び所在地
(例) 地域密着型特別養護老人ホーム〇〇苑 〇〇市△△二丁目3番4号
- 2 施設種別
(例) 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
- 3 財産処分の内容 …〔転用・譲渡・交換・貸付・取壊し・廃棄・抵当権設定〕
地域密着型特別養護老人ホームの地域交流スペースを地域包括支援センターに転用する。
- 4 処分予定年月日 … 年 月 日
- 5 添付資料
(例) 財産処分承認申請概要（様式第2号）
別表3一覧表に記載の必要書類
- 6 備考

〔市町村コメント欄〕 ※当欄は間接における市町村長から府知事あての場合のみ使用

様式第2-1号〔第3条第1項 施設・備品関係〕

財 産 処 分 承 認 申 請 概 要

【施設・備品】

補助事業者	施設名 (定員がある場合)	設置主体 (経営主体)	府補助 年度	総事業費 (府補助金額)	処分制限 期間	経過年数	老朽度 現存率	評価額残存物件 売払代金	解体経費
	(名)			円 (円)	年	年		円	円
財産処分承認申請番号・年月日		所 在 地		処 分 理 由					
第 号 年 月 日									
施設種別	建物構造		処分方法						
	1. 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート 2. レンガ造・石造・ブロック造 トラス（鉄・鉄以外） 3. 鉄骨造（骨格材肉厚 mm） 4. 木造 5. 木造モルタル 6. その他		建物面積						

※財産の処分にあたり残存評価額は、定額法、又は定率法を使用するものとする。

※定額法、又は定率法の計算にあたり用いる耐用年数及び償却率は、所管課が別に定めるとおりとする。

※府補助年度が複数年にまたがる場合は、2段書き等とする。

様式第2-2号〔第3条第1項 定期借地権関係〕

財産処分承認申請概要

【定期借地】

補助事業者	施設名 (定員がある場合)	設置主体 (経営主体)	府補助年度	総事業費 (府補助金額)	契約年数 及び (経過年数)	一時金返還額
	(名)			円 (円)	年 (年)	円
財産処分承認申請番号・年月日	所在地					
第 号 年 月 日						
用地用途	処 分 理 由					
処分方法						

※府補助年度が複数年にまたがる場合は、2段書き等とする。

[別表 3]

財産処分申請に係る必要書類一覧表

提出書類	転用	取壊し 廃棄	有償譲渡 (貸付)	無償譲渡 (貸付)	抵当権 設定	備考
位置図	○	○	○	○	○	
現施設の図面	○	○	○	○	○	
部屋別面積表	△	△	△	△	△	
現施設の写真 (外観・内部)	○	○	○	○	○	
老朽度調査票	△	○	△	△		
現施設の評価調書	△	○	○	○		
現施設の解体経費見積書		○				
許認可証・用途廃止報告書	△	○	○	○	△	
交付決定通知書(写)、 確定通知書(写)	○	○	○	○	○	
歳入歳出決算書(写) * 補助事業年度分	○	○	○	○	○	
事業計画書(案)	△	△	○	○	△	
スケジュール表	△	△	△	△	△	
設置条例(案)	△	△	△	△	△	
廃止条例(案)	△	△	△	△		
運営規則(案)	△	△	△	△		
予算書(案)	△					
契約書又は仮契約書 金銭金貸借申込書			○	○	○	
定款(案)			△	△		
法人議事録	△	○	○	○	○	
その他	△					

○は添付、△は必要に応じて添付。

大阪府知事 様

市町村長名
申請者名

財 産 処 分 報 告 書

下記施設の財産処分について、大阪府老人福祉施設等財産処分にかかる実施要領（高齢介護室所管分）第4条第1項の規定により報告します。

記

1 処分の内容

施設種別	補助事業者	施設名	定員	設置主体 (経営主体)	所在地
			名		

府補助額	総事業費	府補助年度	処分制限期間	経過年数
円	円	年度	年	年

建物構造	建物の延床 面積	処 分 区 分	処 分 内 容	処 分 予 定 日 年 月 日	備 考
	m ²				

2 経緯及び処分の理由（当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断内容も記載してください）

.....

.....

.....

.....

3 添付資料

- ・対象施設の図面（府費補助金対象部分、面積を明記したもの）
- ・対象施設の写真
- ・府補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し（交付額を確認できる市町村等の決算書でも可）
- ・その他参考となる資料

様式第4号〔第9条関係〕

第 号

年 月 日

大阪府知事 様

申請者名

財産処分完了報告書

年 月 日付け 第 号で承認を受けた下記の（施設・設備等・定期借地）について、処分が完了しましたので、大阪府老人福祉施設等財産処分にかかる実施要領（高齢介護室所管分）第9条の規定により、報告します。

記

1 施設名及び所在地

（例） 地域密着型特別養護老人ホーム〇〇苑

2 施設種別

（例） 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

3 完了年月日 年 月 日

4 財産処分の内容 …〔 転用・譲渡・交換・貸付・取壊し・廃棄・抵当権設定 〕

地域密着型特別養護老人ホームの地域交流スペースを地域包括支援センターに転用した。

5 添付資料

（例） 別表4一覧表に記載の必要書類

[別表 4]

財産処分完了報告に係る必要書類一覧表

提出書類	転用	取壊し	有償譲渡 (貸付)	無償譲渡 (貸付)	抵当権 設定	備考
施設の転用・廃止を 証明するもの	○	△	○	○		
工事請負契約書（明 細含む）の写し	△	○				
譲渡（貸付）契約書 （明細含む）の写し			○	○		
売払代金（貸付料） 領収済書の写し			○	○		
工事完成届（引渡 書）の写し	△	○				
工事検査証の写し	△	○				
位置図	△		△	△	△	
施設の平面図・立面 図	○	○	○	○		
財産処分承認通知 書の写し	○	○	○	○	○	
写真（財産処分後）	○	○	○	○	○	
金銭貸借契約 償還額一覧表					○	
不動産登記簿謄本 （又は滅失謄本）	△	○	△	△	○	
その他						

○は添付、△は必要に応じ添付。